

[事案 2021-165] 契約解除取消請求

・令和4年2月18日 裁定終了

<事案の概要>

募集人らの不告知教唆があったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年1月に入院したため、令和2年6月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、契約時、募集人らに大腸ポリープによる手術を受けたことを伝え、腹部の手術痕も見せていたため、解除を取り消して、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人らは、申立人の既往症については聞いておらず、腹部の手術痕を見せられた事実もないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。